

【情報提供】 有害使用済機器の保管等に関するガイドラインについて

全国産業廃棄物連合会を通じて環境省より、改正廃棄物処理法に基づく「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」の策定の情報提供がありましたのでお知らせします。ガイドラインの詳細は下記をご覧ください。なお本制度は4月1日から施行されます。

有害使用済機器の保管等に関するガイドラインは下記のサイトからダウンロードできます
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/mat11.pdf>